

事務連絡  
令和元年6月10日

各都道府県建設業協会  
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
専務理事 山崎 篤 男

### 技能実習等から特定技能への円滑な在留資格変更に向けた留意事項について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、国土交通省土地・建設産業局 建設市場整備課長より、本年4月より開始された改正入管法に基づく特定技能外国人の受入れに関連し、受入れに係る手続きの概要及び手続きに要する期間の見込みについて、改めて周知依頼がありました。

建設分野において特定技能外国人を受け入れようとする場合、①国土交通省に対して建設特定技能受入計画の認定申請を行い、認定を受けた上で、②法務省出入国在留管理庁に対して特定技能外国人になろうとする外国人の在留資格認定証明書の交付（または在留資格変更の許可）の申請を行う必要があります。

上記の①又は②の申請に係る審査期間は、諸条件により変動がありえますが、それぞれに2ヶ月程度を要すると見込まれるとのこと、また、特定技能外国人を受け入れようとする企業の皆様には、①の申請を行うまでの間に、以下を行って頂く必要がございますのでご留意ください。

- ・建設キャリアアップシステムへの事業者登録
- ・一般社団法人建設技能人材機構への加入
- ・受け入れようとする外国人との特定技能雇用契約の締結

なお、本会は、一般社団法人建設技能人材機構の正会員であり、各都道府県建設業協会の会員企業の皆様においては、当該機構への個別加入は不要となります。

また、法務省においては、「特定技能1号」への在留資格変更に必要な期間について、いわゆるつなぎの在留資格である「特定活動（就労可）」を措置しております。この特例措置は、本年9月末までに技能実習又は外国人建設就労者の在留期間を満了する方が、特定技能外国人として引き続き同建設企業で同職種・作業に従事する場合に認められるものですが、技能実習又は外国人建設就労者の在留期間の満了までに当該つなぎの在留資格への変更手続きをすることで、一時帰国をすることなく継続して、最大4ヶ月間、在留・就労することが可能となりますので、本特例措置（「特定活動（就労可）」）の有効活用等、上記留意事項に関し、ご周知方よろしくお願い致します。

以上

（担当：労働部 土屋・宇都宮）